

五島市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年11月1日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五監第350号

平成29年11月1日

五島市議会議長 谷川 等 様

五島市長 野口 市太郎 様

五島市公平委員会委員長 犬塚 一輝 様

五島市監査委員代表監査委員 橋本 平馬 様

五島市農業委員会会長 山田 勝久 様

五島市監査委員 橋本 平馬

五島市監査委員 神之浦 伊佐男

平成29年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記の課等について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

議会事務局 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課）

建設水道部（建設課 管理課 水道課） 三井楽支所 岐宿支所

奈留支所 水道局 消防本部・消防署 公平委員会 監査委員事務局

農業委員会事務局

平成 29 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書  
(前 期)

平成 29 年 1 1 月 1 日 報 告

五 島 市 監 査 委 員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の除外	1
第8	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
資料	監査結果の区分	6

## 第1 監査の種類 定期監査

## 第2 監査の目的

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき、行うものである。

## 第3 監査の対象

議会事務局 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課） 建設水道部（建設課 管理課 水道課） 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 水道局 消防本部・消防署 公平委員会 監査委員事務局 農業委員会事務局

## 第4 監査の範囲

平成28年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、準公金等に関する事務については、平成29年度も監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

### 【監査の重点項目】

- (1) 使用料及び手数料に関する事務の執行
- (2) 補助金に関する事務の執行
- (3) 準公金等に関する事務の執行
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

## 第5 監査の期間

平成29年6月7日から同年9月12日まで

## 第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、準公金等の管理状況について、現地に赴き、その適否を監査した。

## 第7 監査の除斥

神之浦伊佐男監査委員は、岐宿支所の準公金等に関する事務の執行に係る監査において、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 第8 監査の結果

### 1 総括

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

### 2 指摘事項等

#### (1) 使用料及び手数料に関する事務について

##### <指導事項>

- ① 使用料については、各施設の設置管理に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(三井楽支所 岐宿支所 奈留支所)

- ② 水産荷さばき所使用料については、五島市水産荷さばき所等条例第9条第2項で「毎年5月末日までに納入しなければならない」と規定されているが、納期限を4月22日としていた。条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(水産課)

- ③ 漁港施設の利用の届出について、五島市漁港管理条例第12条で漁港施設を利用しようとする者はあらかじめ市長に届け出なければならないと規定されているが、利用期間が4月1日から翌年の3月31日までの利用において、漁港施設利用届が7月に提出されているものが見受けられた。利用届は利用開始日までに提出させるべきである。

(水産課)

- ④ 道路占用料において、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

(管理課)

- ⑤ 福江島開発総合センター使用料について、減免の申請がないのに使用料を減免していたので、減免申請書を提出させるべきである。

(岐宿支所)

- ⑥ 公民館使用料については、五島市公民館条例第9条において、社会教育関係団体、町内会及び福祉関係団体以外の者が利用する場合は、使用料を徴収すると定められているにもかかわらず、徴収していないものがあった。これらの団体に該当しない場合は、使用料を徴収すべきである。

また、使用許可申請に当たっては、申請者、利用目的等を十分に確認し、正当な申請者に申請させるべきである。

(岐宿支所)

- ⑦ 手数料については、五島市手数料条例第5条において「すべて前納とする」と規定されているが、交付後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(農業委員会事務局)

#### <意見 見>

- ① 公の施設の使用料減免の要件として、条例施行規則に「社会教育関係団体」、「福祉関係団体」、「公益を目的とする団体」等が規定されているが、施設間において減免の取扱いが統一されていない。各施設において減免の取扱いに差異が生じないように市として統一的な基準を整備されたい。

(共通事項)

- ② 屋外広告物許可業務については、各地区を順次調査し、屋外広告物の適正化に向けて取り組んでいる。しかしながら、許可申請を行っていない事業者が見受けられるので、制度の目的等について更なる周知を図り、公平公正な運用に努められたい。

(建設課)

- ③ メーターの取付け誤り等による水道使用料の還付金及び還付加算金の支出が見受けられたので、水道使用料については算定誤りがないよう留意されたい。

(水道局)

#### (2) 補助金に関する事務について

##### <指摘事項>

- ① 幼少年婦人防火委員会運営費補助金については、事業費より多く交付されていることから、補助金を減額し、交付額確定時に返還させるべきである。

(消防本部)

<指導事項>

- ① 補助金交付申請書及び実績報告書が、要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

(農林整備課 三井楽支所)

- ② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

(三井楽支所 消防本部)

- ③ 市が事務局を担当している補助事業について、実績報告書に添付すべき書類を省略しているもの、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

(奈留支所 消防本部)

- ④ 土地改良事業運営事業費補助金については多額の繰越金が生じていることから、補助金の趣旨、補助金から控除すべき収入等を適正に判断したうえで、補助額を決定されたい。

また、事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、五島市補助金等交付規則第11条第2項の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対し指導されたい。

(農林整備課)

- ⑤ 三井楽夏まつり運営費補助金については、交付申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書における協賛金等の取扱いが異なっていることから、統一するよう指導されたい。

(三井楽支所)

- ⑥ なる得旅キャンペーン事業費補助金については、概算払で320万円を交付しているが、3月31日に変更申請が提出され、約250万円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適切な額を交付されたい。

また、補助金額や事業計画に変更がある場合(別に定める軽微な変更を除く。)には、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対し指導されたい。

(奈留支所)



(3) 準公金等に関する事務について

<指摘事項>

監査対象 15 部局のうち 11 部局において、68 団体 75 件の公金以外の現金等（募金を除く。）を管理していた。公金以外の現金等については、その管理が本来あるべき団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

市の職員が団体の現金等を準公金として取り扱うためには、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）第 3 条が定める取扱いの要件を満たしているか検討し、所管課等の長の決裁を受ける必要があるが、全ての部局において決裁を受けていなかった。速やかに決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理されたい。

また、準公金規程第 2 条に定義する「準公金」に該当しない公金以外の現金等の管理についても、準公金規程に準じ管理されたい。

<指導事項>

① 預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。  
(議会事務局 農業振興課 農林整備課 建設課 三井楽支所 消防本部 農業委員会事務局)

② 事務室内に多額の現金を長期間保管している状況が見受けられた。現金を保管する場合には、保管金額及び保管期間を必要最小限にとどめられたい。

(建設課)

③ 準公金等に係る預金通帳に暗証番号を登録していたので、速やかに是正されたい。

(三井楽支所)

(4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、6 頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

## 資料

### 監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

#### (1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項うち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

#### (2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

#### (3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの